最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算出について (端数処理の補足説明)

金沢市が入札公告する工事の最低制限価格(低入札価格調査基準価格を含む。)の端数処理については、平成25年6月1日付でお知らせしておりますが、平成28年4月1日の最低制限価格等の算定方法改定を踏まえ、改めてお知らせいたします。

記

区分	算定式に基づいた場合	下限値又は上限値の場合
・最低制限価格 ・調査基準価格	 ・直接工事費^{注)}×95% ・共通仮設費 ×90% ・現場管理費^{注)}×90% ・一般管理費 ×55% ※上記の4項目の合計 	10分の7又は10分の9
端数処理	上記により算出した額で、 千円未満の端数がある場合は 切捨て	上記により算出された額については、千円未満の端数の切捨てはしない。 (1円未満の端数を切り捨て)

注) 建築・設備工事の算出方法

直接工事費に含まれる現場管理費相当額(10%)を現場管理費に振り替えて算出